

紀州材やる気企業登録要綱

平成20年4月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「紀州材やる気企業」の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の目的)

第2条 県外における積極的な紀州材の販路開拓活動を望む企業・団体等と県の施策展開における官民協働の取組みをつなげることにより、企業・団体等が行う県外での紀州材の販路開拓活動の活性化を図り、もって紀州材需要拡大に寄与することを目的とする。

(登録の条件)

第3条 県外における積極的な紀州材の販路開拓活動を行う又は行う予定の以下のいずれかに合致する企業・団体等を「紀州材やる気企業」として公募し、登録する。

- (1) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)により登録された製材業者で紀州材を扱う又は扱う予定の者。
- (2) 和歌山県森林組合連合会、和歌山県木材協同組合連合会及び紀州材流通促進協議会。
- (3) その他紀州材を県内外に周知する上で、特に知事が認めた者。

(申請)

第4条 申請者は、別記第1号様式により必要な書類を添付し、申請を行うものとする。

(登録等)

第5条 県は、申請書の内容等を確認し、登録を決定した紀州材やる気企業について、必要事項を登録簿に記載し、別記第2号様式により申請者に通知する。

2 県が必要であると認める場合は、これら内容を公表するものとする。

(登録企業等との事業実施等)

第6条 県は各種事業の実施等にあたり、登録した紀州材やる気企業の参画・協力を得る必要があると認める場合は、紀州材やる気企業に連絡を行い、事業に関する調整を行うものとする。

(情報提供等)

第7条 県は、県に寄せられる商談情報等のうち県外への販路拡大に関するものについては、原則として紀州材やる気企業に対し情報提供を行う。また紀州材やる気企業から提出のあった別記第3号様式による情報については、必要に応じ関係者に配布することが出来るものとする。

(実績等の公表)

第8条 紀州材やる気企業の参画により実施した事業の実績等の公表にあたっては、県、事業実施主体及び紀州材やる気企業が自由に行うことができるものとする。

(変更の申請)

第9条 紀州材やる気企業は、申請内容に変更が生じた場合には、別記第4号様式により変更の申請を行うものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、林業振興課において所掌する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。